

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 1 回総務企画専門委員会 次第

令和 4 年 1 月 25 日 (火) 15 : 30 ~

奈良県コンベンションセンター 206 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会概要及び議決事項

5 審議事項

- (1) 総務企画専門委員会で主に審議等を行う事項 (案)
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会競技施設基準 (案)
- (3) 競技会場地市町村の選定の進め方 (案)

6 その他

7 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 1 回 総務企画専門委員会

令和 4 年 1 月 2 5 日（火）

奈良県コンベンションセンター

2 階 2 0 6 会 議 室

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会 総務企画専門委員会 専門委員名簿 (12名)

(敬称略)

	分野	機関・団体名	役職	氏名
1	学識経験者	奈良県スポーツ推進審議会	会長	佐久間 春夫
2	市町村	奈良県市長会・町村会	事務局長	石井 一良
3	スポーツ	(公財) 奈良県スポーツ協会	専務理事	米田 康彦
4		奈良県障害者スポーツ協会	事務局長	前田 健彦
5	教育	奈良県高等学校体育連盟	副会長	岡田 禎之
6		奈良県中学校体育連盟	副会長	檜原 祥弘
7	産業・経済	奈良県商工会議所連合会	常任幹事	峯川 郁朗
8		奈良県商工会連合会	専務理事	梶井 博
9	県	スポーツ振興課	課長	木村 茂和
10		障害福祉課	課長	東川 富成
11		保健体育課	課長	稲葉 功
12		市町村振興課	課長	浅見 仁

第1回総務企画専門委員会 座席配置

令和4年1月25日（火）

奈良県コンベンションセンター 206会議室

副委員長

◎ ◎

委員長

◎

峯川 委員◎

梶井 委員◎

東川 委員◎

稲葉 委員◎

浅見 委員◎

木村 委員◎

◎佐久間 委員

◎石井 委員

◎米田 委員

◎前田 委員

◎岡田 委員

事務局

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会
第 1 回 総務企画専門委員会 資料目次

《 審議事項 》

- (1) 総務企画専門委員会で主に審議等を行う事項 (案)
・・・P 2、3
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会競技施設基準 (案)
・・・P 4、5
- (3) 競技会場地市町村の選定の進め方 (案)
・・・P 6、7

《 決定した方針等 》

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則
・・・P 8～12
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会組織図
・・・P 13
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針
・・・P 14
- 総会から常任委員会への委任事項
・・・P 15
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程
・・・P16、17
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針
・・・P 18
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基本方針
・・・P 19
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基準
・・・P 20
- 第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針
・・・P 21

総務企画専門委員会で主に審議等を行う事項(案)

1. 総合的な方針・計画の立案に関すること

- ・開催準備総合計画（2022年～随時見直し）
- ・開催基本構想（2022年～、2025年に策定：開催6年前）

2. 会場地の選定に関すること

- ・競技施設基準の策定（2022年：開催9年前）
- ・会場地の選定①（2022年～2024年：開催9～7年前）
国民スポーツ大会「正式競技」「特別競技」
全国障害者スポーツ大会「個人競技」「団体競技」
- ・会場地の選定②（2023年～2025年：開催8～6年前）
国民スポーツ大会「公開競技」
- ・会場地の選定③（2026年～2028年：開催5～3年前）
国民スポーツ大会「デモンストラーションスポーツ」
全国障害者スポーツ大会「オープン競技」

3. 総合開・閉会式の選定に関すること

- ・会場の選定（2022年：開催9年前）

4. 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること

- ・県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目（2022年：開催9年前）

5. 競技施設等の整備計画に関すること

- ・競技施設整備計画（2022年～2026年、内定した会場地ごとに随時計画）

6. 情報通信施設の整備計画に関すること

- ・情報通信基本方針（2026年～2028年：開催5～3年前）

7. 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること

- ・文化プログラム基本方針（2026年～2028年：開催5～3年前）
- ・総合案内基本方針（2026年～2028年：開催5～3年前）
- ・行幸啓・御成り計画、警備計画（2026年～2028年：開催5～3年前）

※（ ）は審議予定期間

総務企画専門委員会の主な審議事項のスケジュール（案）

年度		方針・計画等	会場地選定
2021年	10年前	第82～85回 国スポ 「正式競技」の決定（日スポ協） ※4年毎の見直し R4.3月頃	会場地選定基本方針等の策定
2022年	9年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">競技施設基準の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">開催準備総合計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 開催基本構想 （開催6年前までに策定） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 総合開・閉会式の選定 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 競技施設整備計画及び整備 </div>
2023年	8年前		会場地選定① ・国スポ正式・特別競技 ・障スポ個人・団体競技
2024年	7年前		
2025年	6年前	中央競技団体の正規視察	
2026年	5年前	・情報通信基本方針 ・文化プログラム基本方針 ・総合案内基本計画 ・行幸啓・御成り計画、警備計画	会場地選定③ ・国スポデモスポ ・障スポオープン
2027年	4年前		
2028年	3年前		
2029年	2年前		
2030年	1年前	国スポ正式競技 リハーサル大会（プレ大会）	
2031年（開催年）		全障スポ リハーサル大会（プレ大会）	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催

第 85 回国民スポーツ大会競技施設基準(案)

1. 内容

第 85 回国民スポーツ大会における各競技会の準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準を定めたもの。今後、会場地選定や競技施設整備計画の作成に活用する。

2. 各競技施設基準について

(1) 作成の考え方

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」からの抜粋
- ② 各競技規則等に準拠
- ③ 先催県の作成事例に準拠

(2) 構成

① 基準、摘要

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

② 基準の主な内容

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

③ 配慮すべき事項

各競技団体の競技規則に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

④ 先催県の事例

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

(3) 先催県と異なる部分について

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」の変更に伴うもの。
- ② 各競技の公認規則や規定の記述の変更に伴うもの。
- ③ 本県の競技施設等の実態に合わせてもの。
(競技施設整備基本方針や競技団体からの助言によるもの)

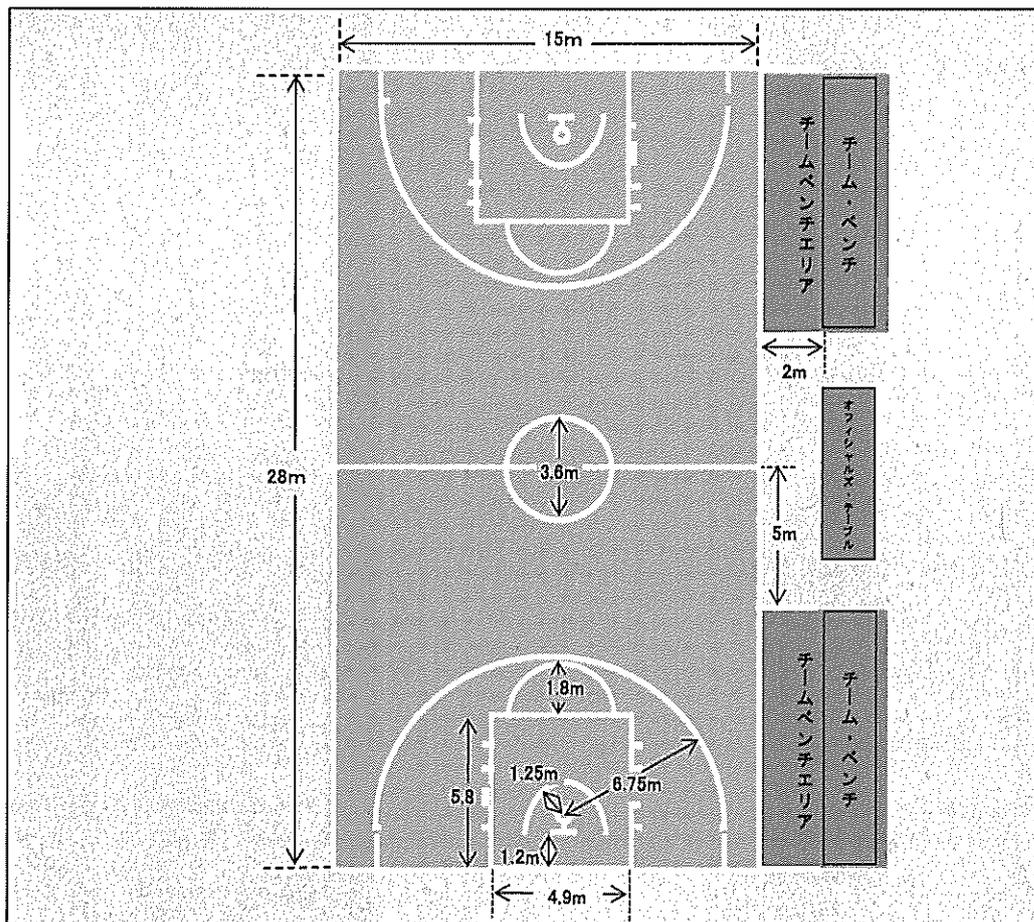
3. 今後の進め方(策定及び活用)

- (1) 日本スポーツ協会による実施競技決定を受けて、競技団体担当者会議を開催し、競技施設基準(案)の作成を依頼。【令和4年4月～6月】
- (2) 第2回総務企画専門委員会において審議、承認。【令和4年7月】
- (3) 市町村、競技団体に掲示(会場地選定に活用)。【令和4年8月～】
- (4) 会場地決定後、競技施設整備計画の作成及び整備実施。
- (5) 随時改訂(競技規則変更等)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。

〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。
- 隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。

(先催県の事例)

規定の屋内コート10面⇒規定の屋内コート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県、愛媛県)

競技会場地市町村の選定の進め方(案)

1. 競技会場地市町村選定の対象とする競技

(1) 国民スポーツ大会

本大会正式競技(38競技)、特別競技(1競技)

中央競技団体正式視察(開催6年前:2025年)までに、以下により選定していくこととする。

実施競技については、4年ごとに(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会委員会」で見直しがされ、本県が開催予定の第85回大会の実施競技は、2022年3月頃に決定される予定。
よって、実施競技の決定後、競技団体と競技施設基準の確認を行い、できるだけ早期に会場地選定を行っていくこととする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

個人競技(7競技)、団体競技(7競技)

国民スポーツ大会で使用する会場を原則とし、障害者スポーツ競技団体の意向を踏まえた上で、以下により選定していくこととする。

実施競技については、(公財)日本パラスポーツ協会の「全国障害者スポーツ大会大会委員会」で協議し、適用する開催年の5年前(2026年)までに決定される予定。
よって、現時点では第76回三重大会(2021年)で開催予定であった競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※「障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。」

【第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基準】より

※障スポの会場地選定については、対象となる国スポ競技の会場地決定後、対象市町村・競技団体及び障害者スポーツ競技団体で協議・調整することとする。

2. 競技会場地市町村の選定方法

(1) 市町村・競技団体説明会の開催(令和4年4月頃)

市町村及び競技団体説明会において、両大会への参画のあり方や、会場地選定の進め方について説明を行う。

(2) 市町村及び競技団体による情報共有(上記説明会后、令和4年9月頃まで)

市町村の今後のスポーツ施設整備の方向性や、競技団体からの競技会場として実施可能なスポーツ施設の報告など会場地選定に向けた情報を、市町村及び競技団体で共有する。

(3) 市町村及び競技団体意向書提出(1回目意向書最終提出:令和5年1月頃)

会場地選定に向けた情報を基に、市町村及び競技団体から1回目の意向書を提出する。

また、意向については優先度をつけ複数できるものとし、提出後には、必要に応じて事務局が市町村及び競技団体にヒアリングを行い、スポーツ施設の現地調査等を行う。

(4) 総務企画専門委員会における選定・審議(令和5年2月頃)

会場地市町村選定基準を基に、ヒアリング等の結果を踏まえ審議し、第1次選定案を作成する。

●市町村の開催意向がある競技

・市町村と競技団体との開催の意向が合致したものについては、選定基準の適合性を判断した上で、競合市町村のない場合は選定案とし、競合市町村がある場合は、市町村、競技団体及び事務局で協議・調整し、選定案とする。

・市町村と競技団体との開催の意向が不一致のものについては、事務局が不一致に至った要因を確認・調査し、その要因が解消することで一致に至る場合は、選定案とし、解消しない場合は、選定に向けて、市町村や競技団体と協議・調整する。

●市町村の開催意向がない競技

・市町村への競技の実施を働きかけた上、競技団体との調整を行い、以降、両者の意向が合致するまで選定作業を続けていく。

また、競技の特性上、県内での実施が困難な場合は、県外開催の候補地の検討も行う。

(5) 選定案の決定

常任委員会において審議し決定(内定)し、対象市町村・競技団体へ通知を行う。

(6) 選定結果の報告

総会へ報告する。

3. 国民スポーツ大会(公開競技・デモンストレーションスポーツ)、全国障害者スポーツ大会(オープン競技)の競技会場地市町村の選定については、別途選定する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

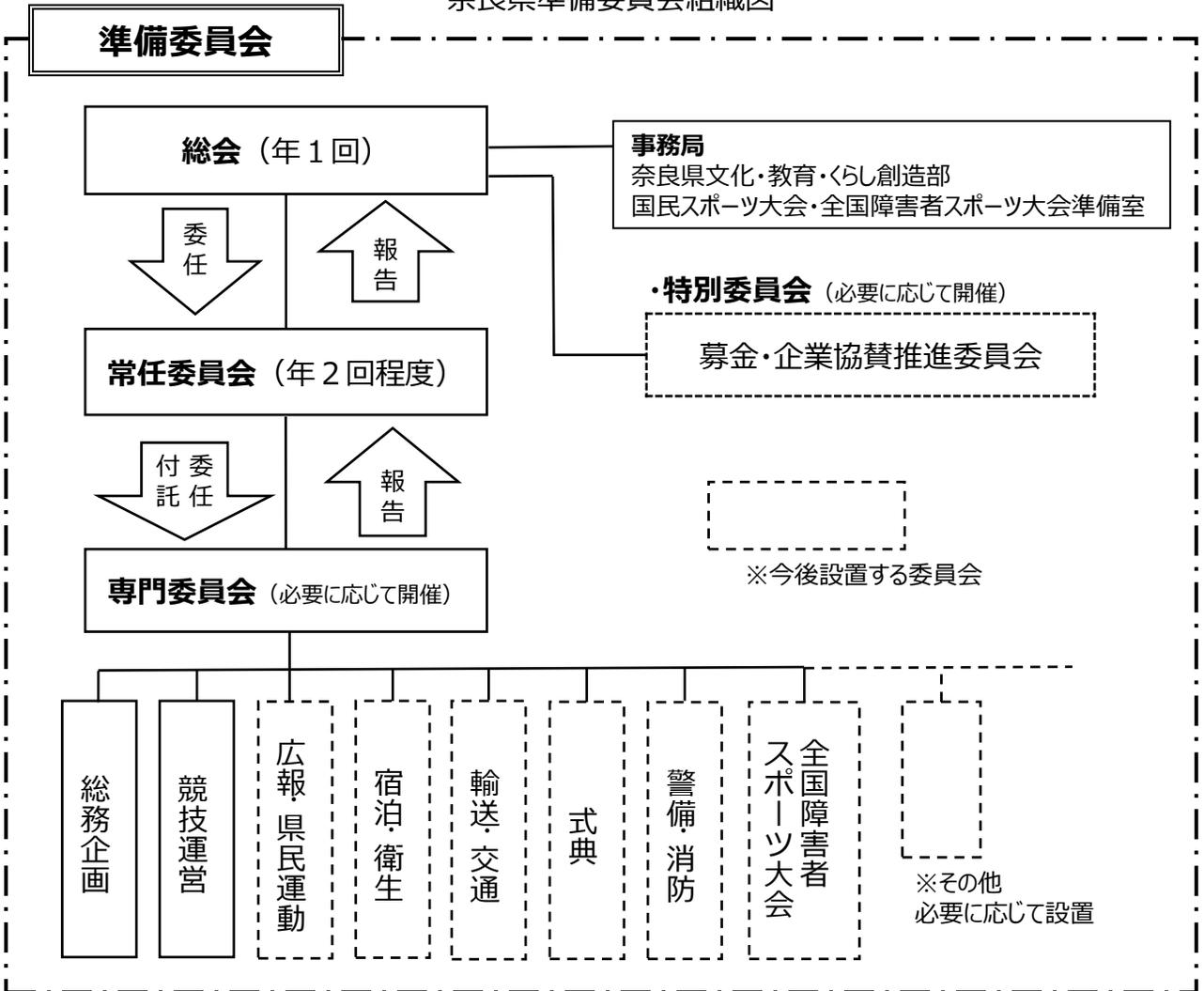
第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 總會**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
 - ・總會から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 - 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 - 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 - 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 - 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 - 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 - 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 - 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 - 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

総会から常任委員会への委任事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 大会実施競技に関すること
- 8 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 9 広報及び県民運動に関すること
- 10 宿泊及び衛生に関すること
- 11 輸送及び交通に関すること
- 12 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 その他開催準備に関すること

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

- * 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- * 委任事項：委任された事項を決議すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針

第 85 回国民体育大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、極力既存施設の活用に努める。
- 2 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたり地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応等、だれもが利用しやすい施設となるよう努める。

令和3(2021)年 11 月 24 日

第 1 回 常任委員会 決定

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の大会開催を通じたスポーツ振興の考え方や開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 85 回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

4 その他

第 30 回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。